

## 第1回東京都動物保護管理審議会会議録

### 1 日 時

平成10年7月15日（水曜日） 開会 午後1時50分 閉会 午後3時43分

### 2 場 所

都庁第一本庁舎 33階南側 特別会議室 S 6

### 3 出席委員（敬称略）

会田 保彦	財団法人日本動物愛護協会理事・事務局長
石井 栄子	主婦連合会常任委員
尾上 多喜雄	(社)日本愛玩動物協会理事長
加藤 一郎	東京都環境保全推進委員会委員
加藤 由子	作家
柴内 裕子	開業獣医師
鈴木 貫太郎	都議会公明
関 哲夫（会長）	弁護士
田中 智子	日本共産党東京都議会議員団
辻 弘一	(社)東京都獣医師会副会長
長沢 容子	(社)東京都小学校PTA協議会理事
藤井 多嘉史	(社)東京都動物保護管理協会常任理事
森 裕司	東京大学教授
矢口 サキ子	東京都生活協同組合連合会常任組織委員
山口 千津子	(社)日本動物福祉協会獣医師調査員
山口 安夫	総理府動物保護管理専門員
谷茂岡正子	(社)東京都新生活運動協会理事

### 4 議 事

- (1) 諮問理由説明
- (2) 資料説明
- (3) 質疑応答、審議
- (4) その他

(午後1時50分開会)

森田部長より、本会議委員定数20名、現在の出席者は17名で定足数に達している旨を報告。

#### 委員紹介

森田部長より、委員及び当局職員の紹介。

#### 会長選出

関委員を会長候補に推薦する旨発言あり。他の委員に異議なく、関委員が会長に選出された。

#### 副会長指名

関会長より、森委員を副会長(会長職務代理者)に指名する旨発言あり。

#### 諮問

青島知事から関会長へ諮問書を手交。続いて、森田部長より諮問書を朗読。

#### 知事発言

御指名をいただきましたので、改めてごあいさつを申し上げます。

知事の青島でございます。

このたび、皆さんには、お暑い中、またお忙しい中、当審議会の委員に御就任いただきまして、まことにありがとうございます。

また、関先生には会長の労をお引き受けいただきまして御尽力いただいておりますことに、心から感謝申し上げます次第でございます。

さて、昭和55年に「東京都動物の保護及び管理に関する条例」というものが施行されてから18年がたちました。しかし、その間に、ペットを飼う方の意識も大変に変化をしております。現在では、動物を心の支えとして一緒に暮らしておいでになる方もかなりおいでになるわけでございます。

こうした、動物に対する考え方の変化を受けまして、これまで東京都では、人と動物の共生を目指しまして、犬のしつけ教室などの実施や各種パンフレットなどを作成いたしまして、動物の適正な飼い方の普及に努めてきたところでございます。

都民の皆さんの御協力もありまして、犬については放し飼いがほとんどなくなりまして、適切な飼育の仕方をなさって、しつけをなさってお飼いくださっている方も大勢さんおいでになりますし、そういう考え方も浸透してきているようでございます。

しかしながら、一方、猫におきましては、まだまだ誤った飼い方が原因となりまして、生活環境面での苦情とか、あるいは飼い主のいない多数の子猫の処分などの問題も生じていることは御存じのとおりでございます。

また、人と動物のかかわり方の変化に伴いまして、飼育されている動物も、犬や猫ばかりではなくて、どちらかといえば野生動物、あるいは余り見たことのないは虫類、しかも大型のものなども飼育されているようでございまして、動物取扱業者に期待されて

おります役割はますます大きくなっております。

そこで、今回、猫の適正飼育推進策及び動物の取扱業者の指導育成策につきましてお諮りを申し上げたところでございます。委員の皆様には、それぞれ御専門の立場から活発な御審議を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます次第でございます。

(青島知事、退室)

## 議事

### (1) 諮問理由説明

森田部長より、諮問理由説明。中間報告を経て、平成 11 年 3 月までに答申されたい旨説明あり。

### (2) 資料説明

事務局から資料説明。

### (3) 質疑応答、審議

(会長) これから、便宜上まずはじめに猫の適正飼育推進策について、それから、動物取扱業者の指導育成策について御質問御意見を承ることにいたします。

それでは、はじめに猫の適正飼育推進策につきまして、御質問、御意見はありますか。

(委員) 「飼い主なし」の猫、11万頭の算出基礎は。

(事務局) 現地調査は、ルートセンサス法を用い、各調査区域で約5キロないし10キロぐらいの路地を選定し、その路地を歩いて、両側5メートルの範囲にいる猫をすべて記録いたします。

これを、時間帯により何回も繰り返し、用途地域ごとの実際に外にいる猫の存在密度を計算します。10ルートの用途地域ごとの平均をとり、その密度に東京都全体の用途地域ごとの面積を掛けて、トータルの数を推定しました。これが22万頭のベースになっております。

ただ、ここで「発見率」というのを加味しています。これは東京農工大学の協力をいただいで、校内でもともとわかっている猫の数に対してルートセンサスを行い、どれだけ発見できるかという調査を複数回行いました。この平均の発見率が43%でした。

したがって、ルートセンサスにおいても同様の仮定が可能であろうという推定をいたしますと、ルートセンサスによる確認数は、実際のそこにいる猫の43%ということを加味して、22万頭という数字を出しております。

さらに、アンケート調査では、外で飼われている猫の49.4%、約半分は首輪をつけている。しかし、外で確認された猫のうち、25%しか首輪をつけていなかった。この事実から、22万頭のうち11万頭は飼い猫である可能性が非常に高く、残る11万頭を飼い主のない猫と推定しました。

(委員) 調査の時期は。

(事務局) 2月に現地調査を実施しております。

(会長) ほかにございませんか。

(委員) 質問ということではなく、審議会を進めるに当たって考えておかなければいけない点について、お話をさせていただきます。

まず、この資料中の猫の実態調査概要の「はじめに」のところで、「猫をめぐる問題を解決し、人と猫との共生できる社会を作り上げるために」ということで、「捨てない」「増やさない」「命を絶たない」、これを3原則と位置づけて、対応策を構築する必要があることが明記されています。本審議会の審議の中でも、これを基本に据えていくということを確認させていただきたいと思います。

それを基本に置きまして、まず一つに、猫に関する問題への対応として、横浜市の磯子区がかなり進んでいるという調査結果も明らかですので、ぜひ直接この磯子区の行政の方々から意見を聞き、調査を行うべきではないかと考えております。

具体的には、磯子区では、まず最初にえさをやるから増えるんだという苦情があり、住民と猫とのトラブルを減らして、地域に受け入れられる条件をつくらなければというようなことから、猫好きの方たちが「野良猫委員会」をつくってボランティア活動をし、自費で不妊去勢手術もしているという状態だということです。

行政としても、97年度から「ホームレス猫の防止対策事業」として、「区民と考える猫問題シンポジウム」という区民が参加できるシンポジウムを開催し、飼い主に自覚と責任を持ってもらうための飼い猫適正飼育の対策と、既にホームレスになっている猫を支援するボランティアグループの育成を二つの柱として実施しているということです。

次に、例えば、都営住宅の建て替えのときや都立公園内に猫が大量に捨てられている状態も報告されておりますので、都として直接対応するところが必要ではないかと感じております。

先ほどの、猫の実態調査では実施されていないようですけれども、都立公園や都営住宅といった都が直接管理をするところで猫がどの程度いるのかという具体的な調査なども行う必要があるのではないかと思います。

本日も、猫の愛護団体の方が大勢傍聴にいらしてますが、一つ御紹介しますと、砧公園で7年近く猫の面倒を見ている方がいらっしゃいます。今まで100匹近くの猫を自費で避妊手術をなさって、現在は24匹面倒を見ていらっしゃるということです。

この方は、近く引っ越しされるのですけれども、引っ越しした後に、誰が猫の面倒を見るのかということもかなり大きな問題で、個人でできることではなく、行政が何らかの手を打つべきではないのかと思います。

先ほどの磯子区の話でもありましたが、もともとは命を大切にしたいということで進められてきているのですが、ほかの方たちからかえってクレームがつく一方で、捨てる人の方が放置されている状態があるという状態はやはりおかしいと言えるのではないかと思います。

猫の団体の方たちにお話を伺うと、行政に望みますことは、やはり殺すのではなくて、生かすことだと。

そのためには、捨てさせない、産ませないことがやはり重要であるということを強調されています。これは、「猫と人間の共生」とも、一致した考えになるのではないかと思います。

フランスのパリでは、公園の片隅に野良猫のためのシェルターを設けて、猫のボランティアの方がそこでえさをあげているという状況があるそうです。都立公園の片隅に、そういうシェルターをつくって、えさをあげて、町をうろうろする猫を少しでも減らすというような思い切ったやり方も行ってもいいのではないかと思います。

四点目に、平成4年7月の審議会答申と施策の実施状況の表中「4 民間との連携と行政協力」中「民間協力員の育成と活用の研究」は、いまだ「検討中」となっております。先ほども申し上げましたように、実際に見るに見かねて活動している民間愛護団体の方たちが大勢いらっしゃいますので、この方たちからも十分意見を聞くことが必要ではないかと思います。ぜひこういう方たちを「民間協力員」という形で位置づけていただき、活用していただきますよう検討していただきたいと思っております。

最後に、資料の中に、不妊・去勢手術の助成の実施状況の一覧表が載っておりますけれども、私財をなげうって手術している方々がいるという今の状況もありますので、やはり、東京都としても区や市に任せるだけではなくて、何らかの方式で助成制度も考えていくべきではないかと思っております。

その場合には、飼い猫については、文京区愛護協会で7,000円補助、飼い主不明の猫は全額区の負担という文京区の方式が一番進んでいると思っておりますので、そういうことを基本に、東京都としても不妊手術助成について考えていただきたいと思っております。

以上でございます。

(会長) ありがとうございます。

ただいま、幾つか御意見がありました。これは参考として御意見を述べられた、あるいは、それに対して何か事務局の考えも聞きたいという御趣旨、どちらですか。御意見を述べられたということによろしいですか。

(委員) はい。

(会長) では、御意見として承っておきたいと思えます。ほかに何かございますか。

(委員) 随分慌ただしい答申の日数ですが、その理由は。

(事務局) 猫の問題は、過去からずっと同じ問題が続いてきておりました。しかし、このたび一定の調査結果がまとまり、これまでともすれば観念的な議論に終始しがちな猫の適正飼育ということに対して、具体的な対策を考えられる材料になるのではなからうかということで、御審議いただくことは可能であろうと考えたわけでございます。

(委員) それから、先程委員からもお話があったとおり、私もいろいろな事例について、各関係への方々からつぶさに実態を把握し、耳に入れさせていただいております。

それで、まさかこの全体で文章を起草するわけではないと思いますので、会長にお願いしたいのは、専門分野を持った方々何名かで小委員会をつくるのはどうなのか。

それと同時に、このほかに、改めて資料要求は可能なのかどうか。

(会長) 今の第1点、小委員会につきましては、後ほど、ご提案を申し上げます。

(事務局) 資料要求の件については、できるだけこたえるつもりであります。

(委員) では早速ですが、先進的なヨーロッパ諸国のすぐれた事例でお示しいただけるようなものがあればと思います。

二点目は、高齢社会へ向けて、特別養護老人ホーム等で、寝たきりの方々と動物との触れ合い、動物との共生は大変重要なテーマだと承っております。そういう面で、実験をし、成功している例があればと思います。

(事務局) できるだけ早目に取りそろえたいと思います。

(委員) 猫は集団生活をしませんので、ビルの間で幾らでも繁殖できる状況にあり、この季節はたくさんの子猫が拾われてきます。

人間の生活環境が狭められたために、動物たちの環境も狭められている。そして、ごく自然なことでもありながら、人間にとって非常に迷惑なことになってしまっている。

そのような状況にしたのは、人間の責任でございますし、この会議の基本的な姿勢として、今「コンパニオンアニマル」と呼ばれている犬・猫は、私たちの歴史の中でもう帰す自然をなくさせてしまった動物だという位置づけを忘れてはならないと思います。

今これだけたくさんの方がこのことについて一生懸命考えようとしていることは、人間にとってとても大事なことですし、自然を大事にすることになると思います。そして、人間が人間らしさを忘れないために、自然とか動物とともに暮らすということになると思います。

そのような意味でも、「猫のことを考えている」という位置づけになるかもしれませんが、これは地球上の自然の問題と人間の将来にとっても大事なことだと思っています。猫は、もちろん犬もそうですけれども、人間社会の中の既に構成メンバーだと、私は思い続けています。

そういう位置づけで考えれば、行政の皆さんも力を合わせてこのことに本当に取り組んでくださっていることの意義がとても明確になると思います。そうしますと、大自然をなくさせてしまって帰すところがもうないわけですから、人間の社会の中で本気に動物の処遇を考えてあげなくてはいけないと思うんです。

今、先の委員からお話がありましたように、本当に動物たちが人間の社会の中でそれなりの役割を大きく果たしてくれていますので、そういう社会的な、人間の社会の中の一員ということであれば、この動物たちの「苦情」ということではなくて、では、どうしていったらいいんだろうかということがとても大事になると思います。

私、このアンケートや調査を拝見して、とてもすばらしいと思っているんですけども、ことに猫に首輪がついている率が高いことに驚きました。多くの場面で、「猫に首

輪をつけることは反対」ということがとても多くて、つけていらっしゃる方が少ないんですね。でも、よく考えてみますと、猫に首輪をつけていて、どこかにひっかかって帰ってこれなかった猫は、私が35年の臨床経験で1例です。でも、首輪をつけてなかったために飼い主に帰れなかった猫とか、死体が飼い主の手元に戻れなかった率はどれだけたくさんあるかわかりません。そして、首輪は危険だという方もいらっしゃるんですけども、であれば、猫のノミとり首輪などは大変強靱なプラスチック製のものが世界でちゃんと獣医学的に立証されて使われているんですね。このことから言っても、首輪をつけることはとても大事だと思います。

それこそ、猫が自分の家に帰ってこられるための愛情のあかしだとも思います。

この委員会が開かれるのは、あと3回と伺っているんですけども、これだけの時間でこれだけたくさんの方がみんな意見を書いて、そして何かをやるかと思うと、なかなか大変だと思います。ですから、今、現場の皆様が一番お困りになっていることやこんな基準があれば伝えやすいんだとかというような願いを、ぜひ教えていただきたいと思います。

ここに、猫の問題点は三つ大きく挙がっておりますね。これが、もちろん集約された猫の一番の問題点だと思うんですけども、そのことの苦情が出てきたときに、皆様はこういう基準があったら、飼い主さんにも、または苦情をおっしゃる方たちにも説得ができるんだけれどもというような願いが何か、現場の方々お持ちであればお教えいただきたいと、こういうふうに思います。

(事務局) 今おっしゃったような基準というのは少々難しいかと思うんですが、先ほどの資料でも説明させていただきましたけれども、日々、最終的に捨てられたり産み落とされたものが拾得をされ、殺処分をしなければならぬ状態になっているわけですね。一方では、我々は殺処分をしなければならぬ状態だと思っているんですが、あたかも行政が殺処分を、どちらかという積極的にやっているというような誤解を受ける側面も非常に多いわけです。

こういった事態の原因は、そもそも原因をつくった人間の問題だというのは御指摘のとおりでございます。したがって、そういった認識を、要するに捨てる、あるいは遺棄する、あるいは産み落としをしてしまうような状態で猫を飼う、こういったことが最終的にはどんな結果に結びつくのかということ、できるだけ広く正確に知っていただきたいということ、そのためにはどうしたらいいかという飼い方の基準、今おっしゃった基準のようなものですね、こういったものが広く社会に認められるような基準があればと業務では常日ごろ、思っているところでございます。

(委員) ありがとうございます。

東京という全国的にこうした都市化が最も進んだ中での問題であることは事実です。もちろん環境が許されれば最も自由にしてあげたい動物だと思いますが、現在では、世界的にも猫は室内で飼う傾向がとても高いのです。このような状況であれば、室内で飼

育した方が猫そのものの健康にも、それから長寿にも、周りに対する迷惑も、大きな違いがもうはっきりしているわけですね。そういう意味でも、私は猫の室内飼育を強くお願いしたいと思っています。

もちろん、いろいろな問題があるかもしれませんが、方向づけとしては、都市だからこそ室内で、人間とのコミュニケーション、感染症を防ぎ、そして安全を図る。長寿であることも事実です。今私どもの手で診られますものは、屋外で自由に生活させれば大体3年の寿命はないのではないかと考えています。その3年の寿命を絶つだけではなくて、この免疫不全症などの感染も非常に高くなっています。

特に都心部は、もうこの感染症の濃染地帯です。ですから、せっかく拾われてきた子猫たちでもウイルステストをしますと、新しい飼い主にお渡しすることが非常に難しい、それほど高い感染率を持っているのです。ですから、見た目が元気であれば新しい飼い主にお渡しできるというような子猫では、もうなくなってきてしまっているのです。動物たちが密集した中でお互いに争いを起こして、咬むという行動、けんかで咬み合うという行動が最大の感染ですから、そのような環境にいることも事実なんですね。

そういう意味では、やはり外に出せば、そうした病気も必ずもらって帰ってくる比率は非常に高い。特に去勢・避妊をしなければ、ますます高くなるということも踏まえて、私は、都市部では室内で飼育するということを基本的にお勧めしたいと思っています。

(委員) この調査資料、アンケートの内容は、大変よくできていると思います。私も、動物の医療に携わっている者の団体でございますが、こういった地域的な調査というのは、これまで余り目にしておりません。

この中で、特に私ども、猫の立場になって気がつくことは、先ほどの委員からも御指摘がございましたけれども、都市型の社会では、現在では犬よりも猫を飼われる方が多くなってきているんです。これにはさまざまな理由があると思うんですが、本日は行動学の専門家の先生もおられますけれども、今日まで言われていた「猫の習性から、室内に閉じ込めておくことはかわいそう」という判断は、動物行動学上は実はあながちそうではなくて、猫というのは犬のような飼い主との縦型の社会ではなく、横型なんです。

したがって、「都市型のペット動物」と言われておりまして、実はアメリカの調査ではもう逆転しているんです。都市型の社会では、猫の方がペットとして、犬よりも圧倒的に多くなっているんです。猫はもともと横型の習性でございますから、屋内で飼う、自分の敷地内で飼うということに対して、従来から言われているようなことは、実はなかったんです。その辺のところをひとつ今後、調査資料等で検討されるなり、また、委員の方で専門の方がおられますから、そういったことを検討されたいかがかなという気がするんです。

あとは、外へ出ることによる弊害の方が非常に上回っているわけですから、室内で飼



うという方向は、猫の生態からしても、従来のような誤解はありませんということになります。きょうは議員の先生方もおられますから申し上げたいんですが、室内で飼われるということになりますと、何らかの方法で、そうではなしに飼っている屋外の猫について、それなりのチェックをする必要がございます。このチェックをどうしてするか、これは非常に難しいです。それには、ただいまいろんなものが発達しておりまして、例えば、マイクロチップなんというものもございまして、これは皮下に埋め込むことによって、もうその猫の将来、一生にわたって個体識別が可能なんです。そういうようなチェックも必要かもしれません。これはもちろん御検討を願うことですが、そういったことで個体識別をするという前提がなければ、屋外・屋内の飼育管理というものはなかなか調整がつかないのではないかと、区分けがつかないのではないかとというのが一点でございます。

それから、猫は非常に繁殖能力が旺盛な動物でございますから、繁殖を制限するということが命題になってくると思うんですね。これについては、さまざまな地域の愛猫家が非常に苦労しているところだと思います。

私ども獣医師会も、それについては協力はしておりますけれども、私どもも、個人の病院の先生方の生活を侵害するようなことまではできませんので、そこそこできるところはやっておりますし、また、行政においてもそういった不妊去勢手術の公費助成が従来からなされておりました。しかしながら、現在、非常な財政難により削減の方向にありまして、こういった先行きですと、そういった愛護団体の方たちにお応えすることができないというぎりぎりの状況にあるような気がします。

ですから、一つは、これからますます増えるペットをどう個体識別していくのか。

そして、もう一つ大事なことは、繁殖制限に関して行政としていかに強力に御協力、御推進願えるかということが、私どもの立場では、実は命題になっているわけです。

(委員) 私は、実は5月の中ごろ、捨て猫を飼いました。近所の小学生の子供さんが五、六人で来て「僕たちは牛乳箱や何かで飼っていたんだけど、雨が降って大変なので、おばさん、どうも猫が好きだって聞いたものだから、おばさん飼って」と言われて、公園にいた猫を飼いました。

そんなに嫌いではなく、飼ってみたいなという意思がありましたので、飼いました。今3カ月ぐらいでとても元気なんですけど、元気になる前に、実は鼻をクシャンクシャンやっていたりとか下痢をしていたりとか、そんな感じでうちに来たんですけども、さて飼いはじめると、予防注射だとか、雄猫ですので去勢だとか、いろいろあるのです。これから飼育の勉強を随分させていただいたんですが、私の周りにも、先ほど御紹介もありましたけれども、「捨て猫のえさ親になって」ということで11匹の捨て猫のえさ親になって、また不妊去勢をやりやすよというボランティアの方がいらして、ペアになりながら、捨て猫のお世話をなさったりなんという方も知ったりしておりますので、捨て猫について非常に興味を持ちまして、それできょう、この適正飼育ということにつき

まして、改めて考えました。

いろいろありますけれども、実際に市民として捨て猫を拾ったような場合、そのことについての知識が余りなく、どうしたらいいのかというのがわからないのがまた現実です。こうやって資料をいただければ、いろいろわかりますけれども、そんなところが現実なんです。今回見ながら一番気になりましたのは、不妊・去勢手術の助成のところなんです。数年前に杉並区におりました私の息子が猫の不妊手術をしましたとき、たしか助成があったと思うんです。現在、住んでおります立川市ではどうもないようです。先ほど先生がおっしゃっていましたが、市町村によって助成の状況が随分違うそうですので、その辺について、東京都も考えていただけると大変ありがたいと思います。その辺が捨て猫の防止だとか、適正な飼育のところにもしかしたらつながるのかなと感じました。

(委員) 私どもも、捨て猫を飼って今うちにおります。今回、送っていただきました資料を見ると、猫の心理などが判りやすく書いてあるんです。ぜひこれを活用していただくよう、よろしく願いいたします。

(会長) ありがとうございます。

次に、第2の諮問事項であります動物取扱業者の指導育成策について、御質問、御意見ございましたらお願いします。

(委員) 私どものところにも、動物取扱業者に関する苦情がかなり参ります。その内容といいますのは、飼育管理がとてもひどい。ここには衛生面のことやケージが小さいということも書いてありますが、ペットショップにおける飼育管理がかなりひどいということと、動物が購入後すぐ病気になって死んだという購入におけるトラブルの相談が毎日のように入ってまいります。

それで、私どももたくさん苦情が参りました折には、やはり出かけて行って、その状態をチェックして、できましたらこのように改善してくださいとお願いいたしますけれども、何せ民間団体で法的権限はございませんので、その点、行政側からどれくらいの指導をしていただけるのかどうか、お聞きしたいと思うんです。

それと、お店を持っていない、いわゆる路上販売、本当は路上販売というのはお店は持っていませんし、動物を売る場所では絶対にあり得ないんですけれども、その点をどのように指導なされているのか教えていただけたらと思います。

(事務局) 御指摘のように、現状は私どもに入ってくるのは、今、委員の御紹介のあった中で、例えば売買そのものに関する取引の問題といったようなことは消費者窓口の方に入ることもあるようでございますけれども、基本的には、取扱いの問題というのは、いわゆる動物愛護の面での取扱いという御指摘だと思いますが、それは、やはりかなり抽象的な部分も含めて基準づくりが難しい面であろうと思います。

しかし、現在、どれをとりますとも、現状は、具体的な指導の基準がないというのが問題でございます。まさに今回諮問申し上げた理由もそこにあるわけです。委員の御

指摘に対する現状の答えとしては、具体的な指導基準がない、今後ぜひ危害防止も含めて具体的な指導基準をつくっていく方向で皆様の御意見をお願いしたい、御審議をお願いしたいと思っているわけでございます。

(委員) それから、知事からも御指摘がございましたように、ありとあらゆる野生動物が今ペットショップで売られております。獣医側にいたしましても、その動物の生態すらよくわからないような動物が入ってきたりして、そして、ましてやそれが家庭で飼えるとは思えないんですね。最初に言われましたのは、危険ということももちろんあるでしょう。けれども、その動物の生態を考えましたときに、家庭ではとてもその動物に合った生態環境を与えてあげられることはあり得ない。ですから、絶対にペットショップで売られてはいけない動物たちが、今は大手を振って売られている。その結果が、最近特にテレビを賑わしております、ニシキヘビが逃げた、イグアナが逃げた、中にはカミツキガメが川にいたとかいう話もございます。そして、アライグマのように気性がかなりきつくなって飼えなくなって、逃げて、たまたま日本の生活環境に合えば繁殖して、人間が負うべき責めを動物に着せてしまうというふうなことにもなりかねない。

ですから、ペットショップにおいて、家庭で飼えないような動物は売るべきではないということをご審議会で審議していただけるのかどうか、お伺いしたいと思います。

(事務局) きょう御諮問申し上げた取扱業という視点には、知事からのお話にもありましたとおり、今御指摘になった点は含まれておりますので、ぜひ御審議いただきたいと思っております。

(委員) 私どもも、病院と販売店という立場で、トラブルはもう本当に長い間経験しているわけです。

そのときに、基本的な姿勢なんですけれども、既に先ほど話題になっていきますように、犬、猫はコンパニオンアニマルとして正しく飼い、それ以外の野生動物には自然を残してあげることが私たち人間の役割だと思っております。

ですから、日本では決して寿命を全うさせることはできない動物、ましてや、私どもでも本当に生態がわからない、感染症もはっきりしていない動物を身近に置くということが間違いだと思っております。

それで、販売に関しては、先進諸国で生後2カ月に満たないような子犬や子猫を店頭で売っているということ自体、とても恥ずかしいことなので、まず、そのことから改めていかななくてはいけないと思っております。

ただ、これは仕事や営業というようなことがありますから、頭から即それをできるかどうか大変問題ですけれども、方向としては、家族となるはずの動物が競りにかけられたり、生後三、四十日とか50日のときに感染しないわけがないようなルートを通して店頭から新しい家庭に来れば、もう病気が起こらないのが不思議なような状況です。感染させるためにペットショップの店頭を通してのようなものだと思います。

そういう意味でも、本当にブリーダーさん、動物たちを繁殖なさっている方たちも、

自分の育てた子が健康で幸せになることを願えば、本当はあのようなルートを願ってないのが本当だと思います。そのような部分もまず解決しなければ、また、その方向づけを打ち出していかなければ、日本じゅうでこの問題は絶えないと思います。

先程委員がお話しなさいましたけれども、「ペット110番」ですか、そういったことをなさったら、やはりペットショップとのトラブルは疾病につながる。夢のように願って迎えた家族が間もなく幼いうちに病気で死ぬのを見て、苦しんで、そのことから動物嫌いになる人も出てくるんですね。こんな哀れなことはありません。やはり、このようなルートで動物たちを家族として移動させることは間違いだということをもっと明言していかななくてはいけないと思っております。

(委員) ただいま御案内いただきましたけれども、私ども幾つかの動物愛護団体で「ペットの購入トラブル協議会」というものを設けております。ここに出ております動物取扱業に対する苦情の中では、大分類の「動物愛護」の中の小分類の「不衛生」、動物の取扱いが不衛生で、買った動物がすぐ死んでしまうという、こういう苦情があるやに御報告いただいております。

ところが、これは不衛生なために買った動物がすぐ死んでしまうというのは、あくまでも一現象面にすぎませんで、これはもう明らかな原因がそこに潜在しているわけがございます。それが、今先の委員もお話ししましたけれども、日本では、ペットショップで売られる子犬、子猫、主に子犬と御理解いただいてよろしいと思うんですが、私どもの調査では、苦情が出てきたうちの53%が生後60日未満で販売されているという実態がございます。この生後60日未満というのは、私どもは一般に「魔の50日」と呼んでおりますけれども、一番生体として危険な時期なわけですね。ワクチンの接種もまだしていない。かといって、母体の免疫も消え始めている。そのときが日本のショップではペットの売りごろであり、消費者から見ると買いごろであるという、非常な誤解が日本国内にあると思いますし、それはとりもなおさず、東京都内における動物取扱業者はみんなそうだと思うんです。

ここにおける取扱いに対する苦情の中に、項目としては小分類ではありますが、ぜひとも真に動物愛護の目的でもって、動物取扱業者に何らかの指導ができるような、例えば具体的に言うと、ワクチンを接種した後販売しなさいとか、または、50日未満のものは売らないようにとか、そういうことも織り込めれば、この苦情処理の上で、単なる現象面の指摘だけではなくて、抜本的な解決につながるのではないかと思っております。

(会長) どうもありがとうございました。

もし、御意見がお出しになりたいという方がありましたら、何か意見書のような形で文書にさせていただいて、次回までに事務局から配付していただくという形をお願いしたいと思っております。

#### (4) その他

(会長) 本審議会の今後の運営につきまして、私から提案をさせていただきます。

先ほど委員からも御質問のあった件なのですが、来年の3月中旬に答申を出すということで、かなり効率的に審議を進めなければいけないという、また、かなり大きな会議体でございますので、個別かつ集中的に詳細に審議していただくために、本審議会のもとに小委員会を設置したいと考えております。

この小委員会では、学術的な、あるいは専門的な見地も踏まえて幅広く検討、審議していただいて、その結果を本審議会に報告していただく、そして成案を得たいと考えております。

また、今回の諮問事項につきましては、幅広く都民の方々の声を聞く機会を設けるということが必要と思います。

つきましては、今御提案申し上げたその小委員会の設置に関して、委員の皆様のご意見を承りたいと思います。

(委員) 例えば、この二つの諮問事項の猫の適正飼育と動物取扱業者の指導育成について、それぞれ委員会を設けるという形になるのでしょうか。

(事務局) 私ども事務局では、二つの諮問事項について、それぞれ小委員会を設けて並行してということはかなり難しいと思いますので、一つの小委員会で、まず前半で猫の適正飼育推進策について中間報告をいただきたいと思っております。その後、動物取扱業者の指導育成策についての中間報告をいただいて、最終報告の段階では、両者まとめた答申という形で御検討いただきたいと思っております。

(会長) よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

(会長) それでは、そのような形で小委員会を設置いたします。

(委員) 先ほど会長のお話にもありました「広く都民の意見を聞く」ことについては、私も提案したかったことなのですが、これは小委員会が終わった後に計画していただけるのでしょうか。

(事務局) 今考えておりますのは、後ほど今後の日程のところで申し上げようと思っておりますが、これから猫の適正飼養育成策について小委員会を開催しまして、ことしの秋に第2回の審議会でも中間報告を出そうと思っております。それに基づきまして、都民の方の御意見を伺いたいと考えております。これが、今のところ考えているスケジュールでございます。

(会長) それでは、小委員会の設置につきましては、御異議がないと考えてよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

(会長) それでは、皆様のご賛成をいただきましたので、今後、本審議会と連絡を密にしながら、小委員会の設置について審議、検討を進めていきたいと思っております。

次に、今決まりました小委員会の構成とそれから人選でございますが、いかがいたしましょうか。お考えはございますか。

(「会長に一任します」との声あり)

(会長) 「会長に一任」という御発言がございましたが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

(会長) それでは、一任させていただきまして、委員の構成につきまして御提案を申し上げたいと思います。

今回の諮問事項は、内容から見ても多様な立場からの活発な検討、審議が必要であると思われまますので、本審議会の委員を構成しております学識経験者のうち、専門的知識を有する者の中から3名、それから関係団体の中から3名、及び都民代表の中から2名、合計8名という構成がよろしいのではないかと思います。

また、人選につきましては、後日、森副会長及び事務局と協議をいたした上決定して御通知申し上げたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

そろそろ予定の時間が近づいてまいりましたが、ほかにこの際、御意見、御質問等がございますか。

(委員) 一番最初に他の委員からも、民間協力員の育成と活用の研究というお話がありまして、私もぜひそれは必要だと思っておりますけれども、東京都の条例には動物保護相談員制度ということ設けることができることになっておりますけれども、それについて、その設置はこれは多分、民間協力の一つのあらわれだと思っておりますけれども、その設置については現在どのようにお考えでいらっしゃるのかお聞きしたいんですが。

(事務局) 御指摘のとおり、条例上、相談員制度を設けられることになっております。現実には、まだ相談員という制度を導入しておりません。これは、これまでも随時検討を進めてきたところでございますけれども、有効な制度としてぜひ生かしていきたいという視点で検討を進めてまいりましたが、まだいろんな課題があるということでペンディングの状態になってきております。

今回、審議会を開催いたしまして、特に猫の適正飼育あるいは動物取扱業等の関連で、その相談員制度についてもあわせて御審議いただけるような機会があればお願いしたいと思っております。

(委員) 私どもの学校のそばには、都立の大きな緑地公園があり、猫がたくさんおります。

子供たちは大抵動物が好きなものですから、子供たちが登下校に猫と遊びますと、ひっつかれたり咬まれたりすることが時々あるので、病気とか子供たちの安全面についても、少し考えていただきたいと思います。

(会長) どうもありがとうございました。続いて、今後の日程等について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局より、小委員会において、猫の適正飼養推進策について審議した検討結果を踏まえ、9月下旬に第2回の審議会の開催を予定している旨説明あり。

柳澤衛生局長より、審議会の終了にあたり発言あり。

(会長) ありがとうございました。

それでは、以上をもって本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。

午後3時43分閉会